

第 77 号議案

多摩東公園改修工事その 2 の請負契約の締結についての議決事項
の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

平成 31 年第 1 回多摩市議会定例会において議決を経た多摩東公園改修工事その 2 の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 件 名 | 多摩東公園改修工事その 2 |
| 2 契約の相手方 | 東京都多摩市貝取一丁目 1 番地 5
苑友・岸建設共同企業体
株式会社苑友造園
代表取締役 松本 朗 |
| 3 契約金額 | <u>変更前 金 269,984,000 円</u>
<u>変更後 金 274,220,100 円</u> |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第 234 条第 1 項適用） |

変更の理由

平成 31 年 3 月 1 日以降に締結した工事に係る契約のうち、平成 30 年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

報告第4号

行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求を却下したことについて

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、下記のとおり行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求を却下したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の7第4項の規定により報告する。

令和元年6月26日

多摩市長 阿部裕行

記

1 審査請求人

多摩市

A氏

2 処分庁

多摩市教育委員会

3 審査請求をした日

令和元年5月23日

4 審査請求の趣旨

処分庁が、平成31年3月28日に社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に対し行った、関戸公民館の使用許可処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

5 審査請求の理由の要旨

処分庁が、本件処分に係る使用料を徴収していないことが不当である。

6 裁決

却下

7 裁決をした日

令和元年6月17日

8 裁決の理由

行政不服審査法第2条は、行政庁の処分に不服がある者は、処分についての審査請求をすることができる旨を規定するが、この「不服がある者」とは、「当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利利益若しくは法律上保護された利益を侵害され又は

必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解されている（最高裁昭和53年3月14日判決参照）。

これを本件処分についてみると、審査請求人は本件処分の名宛人ではなく、同処分により「権利利益若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」にはあたらない。

したがって、審査請求人は本件処分について審査請求をすることができる者にあらず、本件審査請求は不適法である。

報告第 5 号

行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求を却下
したことについて

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 1 項の規定により、
下記のとおり行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求を却下
したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 7 第 4 項の規
定により報告する。

令和元年 6 月 26 日

多摩市長 阿部 裕行

記

1 審査請求人

多摩市

B 氏

2 処分庁

多摩市長

3 審査請求をした日

令和元年 5 月 23 日

4 審査請求の趣旨

処分庁が、平成 31 年 3 月 28 日に社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に
対し行った、多摩市総合福祉センターの使用許可処分（以下「本件処分」と
いう。）を取り消すとの裁決を求める。

5 審査請求の理由の要旨

処分庁が、本件処分に係る使用料を徴収していないことが不当である。

6 裁決

却下

7 裁決をした日

令和元年 6 月 17 日

8 裁決の理由

行政不服審査法第 2 条は、行政庁の処分に不服がある者は、処分について
の審査請求をすることができる旨を規定するが、この「不服がある者」とは、
「当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、当
該処分により自己の権利利益若しくは法律上保護された利益を侵害され又は

必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解されている（最高裁昭和53年3月14日判決参照）。

これを本件処分についてみると、審査請求人は本件処分の名宛人ではなく、同処分により「権利利益若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」にはあたらない。

したがって、審査請求人は本件処分について審査請求をすることができる者にあらず、本件審査請求は不適法である。